

「熊本県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」 の策定について

1 ガイドラインの位置付け

- (1) 森林経営管理法（平成30年法律第35号、平成31年（2019年）4月1日施行）により、市町村がその区域内に存する森林の経営管理の確保を図る「森林経営管理制度」が新たに設けられ、経営管理が行われていない森林については、市町村が必要な権利を取得したうえで、自ら、又は「意欲と能力のある林業経営者（林業経営体）」に委託（経営管理実施権を設定）して経営管理を行うこととなります。
- (2) 県では、①経営管理実施権の設定を希望する民間事業者を公募し、要件に適合する者を公表するとともに、②このような経営体へと育成を図る林業経営体（育成経営体）の選定を行うこととされています。
- (3) これらの者を県が公表又は選定（2を参照）する際の基準の一つに「伐採・造林に関する行動規範の策定等」があり、これには、林業経営者（林業経営体）が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含むこととされています。
- (4) このガイドラインは、県の公表又は選定を受けようとする林業経営者（林業経営体）のうち、個別に行動規範を策定することが困難な者、及び所属する業界団体等において行動規範やガイドラインが策定されていない者向けに策定したものです。

なお、無秩序な森林の伐採や誤伐、それに起因する林地荒廃や土砂流出等の未然防止、森林資源の循環利用による持続可能な林業経営の確保等を推進するため、県の公表又は選定を受けない者も遵守すべき事項を整理しています。

2 関連規定

(1) 森林経営管理法関係

森林経営管理法

第36条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、都道府県が定める区域ごとに、経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募するものとする。

2 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

- 一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。
- 二 経営管理を確実にを行うに足る経理的な基礎を有すると認められること。

森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知）

第13 都道府県による民間事業者の公募・公表

4 法第36条第2項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準について

- (1) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者が法第36条第2項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準については、別紙の考え方を参考に都道府県において定めるものとする。

別紙（第13の4の(1)関係）

法第36条第2項に規定する要件に関し、基本的な考え方は以下のとおりとする。

以下において民間事業者は、「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者」とする。

1. 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

以下の(1)～(9)の項目のうち、当該民間事業者の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしているものとする。

ただし、(2)～(7)に関しては、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含めて差し支えないものとする。

また、各地域における民間事業者の育成方針等を踏まえ、必要に応じ、項目の追加や統合、各項目の基準の変更等を行って差し支えないものとする。

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断するものとする。

項目	基準	説明
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。	「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や <u>都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</u> 行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むことが望ましい。 また、 <u>行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。</u>

(2) 林業経営体（林業経営者）の育成関係

林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知、平成30年12月27日一部改正）

1 基本的な考え方

育成経営体（林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体へと育成を図る林業経営体）は、相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体とする。

なお、林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

2 育成経営体に取り組むべき事項

上記1の基本的な考え方を踏まえ、育成経営体に取り組むべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 生産量の増加又は生産性の向上
- (2) 生産管理又は流通合理化等
- (3) 造林・保育の省力化・低コスト化
- (4) 主伐後の再造林の確保
- (5) 生産や造林・保育の実施体制の確保
- (6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等
- (7) 雇用管理の改善及び労働安全対策
- (8) コンプライアンスの確保

3 基準の設定等（抜粋）

(1) 基準の設定

都道府県は、2の(1)から(8)までの事項に関し、別紙の考え方を参考に、各地域における森林・林業の実情や林業経営体の育成方針を踏まえ、育成経営体かどうかを判断する際の基準を定め、都道府県のホームページ等で公表するものとする。

(2) 育成経営体の選定

ア 都道府県は、(1)により定めた基準を満たす林業経営体を、公平性等に留意しつつ、地域の実情に応じた適切な方法により、定期的に、育成経営体として選定するものとする。

別紙（3(1)関係）育成経営体かどうかを判断する際の基準の考え方

育成経営体かどうかを判断する際の基準に関し、基本的な考え方は以下のとおりとする。

下表の(1)～(8)の項目のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしているものとする。

ただし、各地域における林業経営体の育成方針等を踏まえ、必要に応じ、項目の追加や統合、各項目の基準の変更等を行って差し支えないものとする。

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断するものとする。

項目	基準	説明
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること又は今後行う意向を明らかにすること。	「行動規範の策定等」には、林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した <u>行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む</u> 。 行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むことが望ましい。 また、 <u>行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい</u> 。

3 ガイドラインの遵守の約束（民間事業者等）

- (1) 森林経営管理法（以下「法」という。）第36条第1項の規定により県が公募する「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」に応募する者のうち、1の(4)に該当する者は、同条第2項各号の要件の基準の一つである「伐採・造林に関する行動規範の策定等」に関し、様式1によりガイドライン（該当する事項に限る。）の遵守を約束するものとし、応募に当たり、県への提出書類に添付してください。
- (2) 林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）の考え方に基づき県が選定する育成経営体として選定を受けようとする者のうち、1の(4)に該当する者は、選定の基準の一つである「伐採・造林に関する行動規範の策定等」について、様式2によりガイドライン（該当する事項に限る。）の遵守を約束するものとし、選定申請に当たり、県への提出書類に添付してください。

4 ガイドラインの遵守状況の確認（県・市町村）

①法第36条第2項各号の要件に適合する者として同項の規定に基づき県が公表した民間事業者、及び②育成経営体として県が選定した者については、公表又は選定を受けた後において、当該公表等に係る要件や基準を満たしている必要があるため、県及び市町村は、このガイドラインの遵守の約束等をした者を対象として、次によりガイドラインの遵守状況を確認します。

(1) 確認者

確認の対象者	確認者	
	県職員（注1）	市町村職員（注2）
①の者のうち法第37条第2項の規定により経営管理実施権が設定された民間事業者	○	○
①の者のうち経営管理実施権が設定されていない民間事業者	○	—
②の育成経営体	○	—

注1 民間事業者等の住所又は主たる事務所の所在地（②のうち県外の経営体にあつては主たる事業地）を所管する県広域本部地域振興局林務課（熊本市にあつては県庁森林整備課）の職員

2 ①の民間事業者につき法第37条第1項の公告を行った市町村の職員（複数の市町村の場合もあり得る。）

(2) 確認の時期等

ア 県が民間事業者の公表又は林業経営体の選定をした年度の翌年度から、イに掲げる年度までの毎年度、4月から6月までの期間内に、確認を行う年度の前年度における遵守状況を確認します。

イ 確認は、①の民間事業者にあつては、公表後、法に規定する要件に適合しなくなったと県が認め、公表を取りやめた日の属する年度までとし、②の育成経営体にあつては、選定後、選定の要件に適合しなくなったと県が認め、選定を取りやめた日の属する年度までとします。

(3) 確認の方法及び確認結果の報告

ア 対象となる民間事業者等の事務所等への訪問等により、様式 3 の判断基準等に従って、該当する項目ごとの遵守状況を確認します。

イ 広域本部地域振興局林務課長は、対象となる民間事業者等の遵守状況の確認が終了したときは、毎年 7 月 10 日までに、様式 3 の写しを添えて森林整備課長に報告します。

ウ 森林整備課長は、イの報告内容（森林整備課確認分を含む。）について、速やかに林業振興課長に情報提供を行います。